

岐阜県子どもの貧困対策アクションプラン

(令和2年度～令和6年度)

令和2年3月

岐阜県

目 次

第1章	アクションプラン策定の趣旨	1
第1節	アクションプラン策定の趣旨	1
第2節	アクションプランの位置付け	2
第3節	アクションプランの期間	2
第2章	岐阜県の子どもを取り巻く現状と課題	3
第1節	「岐阜県子ども調査」(平成30年度)の実施	3
第2節	「岐阜県子ども調査」の調査結果及びこれをふまえた課題	4
第3節	支援団体等の主な意見	11
第3章	基本計画の考え方及びアクションプランにおける主な取組み	12
第4章	アクションプランの推進	16
第1節	各主体の役割	16
第2節	アクションプランの推進体制	16
第3節	アクションプランの進捗管理	16
第5章	具体的な取組み	17
資料編		18
	岐阜県子どもの貧困対策連携推進会議設置要綱	18
	岐阜県子どもの貧困対策推進会議設置要綱	20

第1章 アクションプラン策定の趣旨

第1節 アクションプラン策定の趣旨

これまで、本県では、「子どもを安心して生み育てることができる岐阜県づくり」を目指し、平成27年3月に策定した「岐阜県少子化対策基本計画<第3次>」と一体として策定した「岐阜県子どもの貧困対策計画<第1次>（以下「基本計画」という。）」に基づき、子どもの貧困対策の推進に取り組んできました。

一方、子どもの貧困対策は、子どもの育ちへの支援、子どもの暮らしへの支援、子どもを養育している方への支援、地域の理解の促進など多岐にわたるものであり、県が取り組むのみでなく、県民の十分な理解と協力のもと、子どもの声もふまえながら民間の支援団体と行政が連携して取り組むことが重要です。

このため、県では平成30年度に、岐阜県に住む子どもを取り巻く環境が、子どもの日々の生活などにどのように影響しているかを調べるとともに、子どもの貧困状況や生活に困難を抱える世帯がどのような支援を必要としているのかを把握するため、「岐阜県子ども調査」を実施しました。さらに、令和元年度には、子どもの貧困対策に取り組んでいる支援団体など関係者の意見を聴取するとともに、これらの団体も参画する連携推進会議等で子どもの貧困対策の具体的な取組みについて検討してきました。

また、国際社会においては、平成27年に国連サミットで「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、17の「持続可能な開発目標（SDGs）」に「あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる」ことなどが掲げられました。

これらもふまえ、今後、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの切れ目のない支援を進めるため、令和2年3月に策定された基本計画<第2次>を補完する実行計画として、県のみならず、県民、民間団体、行政などによる具体的な取組内容をオール岐阜県として幅広く網羅した「岐阜県子どもの貧困対策アクションプラン（以下「アクションプラン」という。）」を策定するものです。



※上のアイコンは、SDGsのうち、本アクションプランに関連のあるものを示しています。

SDGsとは、Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略。

2015年の国連サミットで採択された2030年を期限とする先進国を含む国際社会全体の17の開発目標。すべての関係者（先進国、途上国、民間企業、NGO、有識者等）の役割を重視し、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むもの。

第2節 アクションプランの位置付け

アクションプランは、「子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号。以下「法」という。）」第9条第1項に基づく基本計画を補完するアクションプランとして位置付けます。

第3節 アクションプランの期間

アクションプランの期間は、基本計画と同じく、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

なお、法、「子供の貧困対策に関する大綱（令和元年11月29日閣議決定。以下「大綱」という。）」又は基本計画の見直しの動向や各取組みの実施状況などをふまえ、必要に応じてアクションプランを見直すことにより、継続的に子どもの貧困対策に取り組めます。

第2章 岐阜県の子どもを取り巻く現状と課題

第1節 「岐阜県子ども調査」(平成30年度)の実施

岐阜県に住む子どもを取り巻く環境が、子どもの日々の生活などにどのように影響しているかを調べるとともに、子どもの貧困状況や生活に困難を抱える世帯がどのような支援を必要としているのか把握するため、「岐阜県子ども調査」を実施しました。

○岐阜県の子どもの貧困率(注1)・・・7.2%

調査対象や方法が異なるため、単純に比較することはできませんが、国等の調査結果より低くなっています。(参考：平成28年国民生活基礎調査(厚生労働省)における全国の子どもの貧困率は13.9%です。)

ただし、所得の低い家庭の子どもが一定数(約14人に1人)いることから、今後も子どもの貧困対策を推進していく必要があります。

注1：本調査では、国民生活基礎調査と同様に、一定基準(貧困線(注2))を下回る等価可処分所得(世帯の可処分所得(収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取りの収入)を世帯人員の平方根で割って算出した所得)しか得ていない者の割合(相対的貧困率)として算出しています。

注2：貧困線とは、等価可処分所得の中央値の半分の額をいいます。なお、本調査独自の貧困線は、平成28年度国民生活基礎調査における貧困線(122万円)と同額でした。

本調査では、貧困線をもとに、貧困と非貧困に区分しました。さらに、非貧困を等価可処分所得の額に応じて3つに区分しました。

区分		定義
貧困	所得区分Ⅰ	等価可処分所得が122万円(貧困線)未満
非貧困	所得区分Ⅱ	等価可処分所得が183万円(Ⅰの1.5倍)未満
	所得区分Ⅲ	等価可処分所得が244万円(中央値：Ⅰの2倍)未満
	所得区分Ⅳ	等価可処分所得が244万円(中央値：Ⅰの2倍)以上

<参考：「岐阜県子ども調査」の具体的な調査方法等>

○調査方法

岐阜県全域において、郵送によるアンケート調査を実施しました。

ただし、同様の調査を実施した高山市、関市、美濃加茂市、各務原市、山県市及び御嵩町の6市町(以下「共同市町」という。)に関しては、共同市町より調査データの提供を受けました。

○調査対象

小学校1年生の保護者並びに小学校5年生及び中学校2年生の子ども及び保護者の各2,000人、計10,000人を対象としました(共同市町を除く36市町村の住民基本台帳より無作為抽出)。

○調査期間

平成30年9月7日～30日

○回収数(回収率)

4,267(42.7%)

第2節 「岐阜県子ども調査」の調査結果及びこれをふまえた課題

「岐阜県子ども調査」の調査結果及びこれをふまえた課題を、以下のとおり整理しました。

なお、本調査における所得区分が高い世帯においても、困難な状態にある世帯が存在することに留意する必要があります。

1 学習、進路希望、子どもの気持ちなどに関する課題

(1) 学校の授業の理解について

学校の授業について「いつもわからない」は、中2の所得区分Ⅰが14.8%と最も高くなっています。

ひとり親世帯では、小5、中2ともに県全体より高く、小5で2.4ポイント、中2で7.2ポイントの差があります。

<対象：子ども>

授業が「いつもわからない」	全体	所得区分Ⅰ	所得区分Ⅱ	所得区分Ⅲ	所得区分Ⅳ	ひとり親世帯
小5	1.8%	4.2%	3.6%	0.5%	1.3%	4.2%
中2	5.6%	14.8%	6.7%	5.7%	3.7%	12.8%

(2) 勉強時間について

「(学習塾などの時間も含み)下校後に1日あたり1時間以上勉強している」は、中2では所得が上がるにつれて、割合が高くなっています。

ひとり親世帯では、小5、中2ともに県全体より低く、小5で15.3ポイント、中2で18.2ポイントの差があります。

<対象：子ども>

下校後1時間以上勉強している	全体	所得区分Ⅰ	所得区分Ⅱ	所得区分Ⅲ	所得区分Ⅳ	ひとり親世帯
小5	57.5%	45.9%	45.5%	53.9%	63.4%	42.2%
中2	64.4%	44.5%	52.2%	64.2%	69.4%	46.2%

(3) 小学校入学時点でひらがなが書けたかについて

小学校入学の時点で、自分の名前をひらがなで書けたかについて、「ひとりで正しく書けなかった」は、所得が上がるにつれて、割合が低くなっています。

ひとり親世帯は県全体より高く、6.6ポイントの差があります。

<対象：保護者>

小学校入学時点で自分の名前をひらがなで「ひとりで正しく書けなかった」	全体	所得区分Ⅰ	所得区分Ⅱ	所得区分Ⅲ	所得区分Ⅳ	ひとり親世帯
小1	10.6%	19.4%	13.9%	13.4%	7.0%	17.2%

(4) 進路希望について

将来、行きたい学校については、いずれの所得区分においても「大学まで」が最も高い割合となっており、所得区分Ⅳ（64.8%）が最も高くなっています。所得が上がるにつれて、大学まで行きたいと答える人が多くなる傾向があります。また「高等学校まで」では所得区分Ⅰが31.5%と最も高くなっています。

ひとり親世帯では、「大学まで」が最も高い割合ですが、県全体より7.0ポイント低く、「高等学校まで」と「専門学校まで」が県全体よりそれぞれ5.7ポイント、6.1ポイント高くなっています。

<対象：子ども>

将来、行きたい学校 <中2>	全体	所得区分Ⅰ	所得区分Ⅱ	所得区分Ⅲ	所得区分Ⅳ	ひとり親世帯
高等学校まで	19.9%	31.5%	25.6%	25.8%	13.0%	25.6%
専門学校まで	11.8%	14.8%	14.4%	12.6%	9.6%	17.9%
高等専門学校・短期大学まで	6.5%	7.4%	6.7%	5.7%	6.6%	2.6%
大学まで	54.4%	35.2%	46.7%	47.8%	64.8%	47.4%
大学院まで	3.8%	0.0%	2.2%	3.8%	3.9%	1.3%

現実的に行くと思う学校については、所得区分ⅠとⅡでは、「高等学校まで」が最も高くなっており、所得区分ⅢとⅣでは「大学まで」が最も高くなっています。また、将来行きたい学校と比較すると、いずれの所得区分でも「高等学校まで」が増加しており、「大学まで」が減少しています。

ひとり親世帯では「高等学校まで」が最も高くなっています。また、将来行きたい学校と比較すると、「高等学校まで」が増加しており、「大学まで」が減少しています。

<対象：子ども>

現実的に行くと思う学校 <中2>	全体	所得区分Ⅰ	所得区分Ⅱ	所得区分Ⅲ	所得区分Ⅳ	ひとり親世帯
高等学校まで	27.4%	46.3%	36.7%	32.7%	20.4%	37.2%
専門学校まで	10.3%	13.0%	16.7%	10.1%	8.7%	12.8%
高等専門学校・短期大学まで	6.4%	3.7%	8.9%	5.7%	6.9%	6.4%
大学まで	46.1%	20.4%	33.3%	40.9%	56.5%	34.6%
大学院まで	2.2%	1.9%	0.0%	3.8%	1.8%	1.3%

(5) 現在の気持ち（自分は価値のある人間だと思う）について

「自分は価値のある人間だと思う」について「そう思わない」は、所得区分Ⅰの割合が他の所得区分に比べ高くなっています。

ひとり親世帯は、県全体より高くなっています。

<対象：子ども>

自分は価値のある人間だと思わない	全体	所得区分Ⅰ	所得区分Ⅱ	所得区分Ⅲ	所得区分Ⅳ	ひとり親世帯
		小5	7.9%	10.4%	8.9%	
中2	9.0%	22.2%	7.8%	8.2%	8.5%	14.1%

(6) 子どものための無料の学習塾の利用意向について

子どものための無料の学習塾に関して「(利用していないが) 利用したい」については、いずれの所得区分においても半数以上となっており、中2の所得区分Ⅳを除くと7割以上と非常に高くなっています。

ひとり親世帯は、県全体の割合より高くなっています。

<対象：保護者>

(利用していないが) 利用したい	全体	所得区分Ⅰ	所得区分Ⅱ	所得区分Ⅲ	所得区分Ⅳ	ひとり親世帯
		小1	77.8%	83.5%	87.1%	
小5	76.1%	80.4%	82.3%	84.2%	72.6%	85.3%
中2	66.9%	83.9%	81.4%	72.6%	61.1%	77.4%

<課題>

○ 所得区分が低い世帯は、所得区分が高い世帯と比較して、相対的に以下の傾向があることがうかがえます。ひとり親世帯も全体と比較すると同様です。

- ・ 学習の習熟度が不足している傾向
- ・ 学校の授業以外の学習の機会が少ない傾向
- ・ 小学校入学時点等までに一定水準の教育を受けていない傾向
- ・ 大学まで進学することが困難と考える子どもが多いという傾向
- ・ 子どもの自己肯定感が低い傾向
- ・ 学年が高くなっても、子どものための無料の学習塾の利用意向が高い傾向

※ 所得区分が高い世帯においても、上記の状態にある世帯が存在することに留意する必要があります。

2 地域との関係、家庭生活などに関する課題

(1) 友人・知人、地域との関係について

子育てや教育についての悩みを相談したり頼ったりできる友人・知人について、「いない」（「あまりいない」＋「まったくいない」）は、いずれの学年においても、所得区分Ⅰで2割以上となっており、中2が27.5%と最も高くなっています。

ひとり親世帯は、県全体の割合より高くなっています。

<対象：保護者>

子育てや教育について悩みを相談したり頼ったりできる友人・知人がいない	全体	所得区分Ⅰ	所得区分Ⅱ	所得区分Ⅲ	所得区分Ⅳ	ひとり親世帯
小1	12.6%	22.3%	11.8%	9.0%	10.4%	21.5%
小5	13.8%	25.5%	17.7%	12.9%	10.9%	29.4%
中2	14.9%	27.5%	10.8%	19.5%	12.6%	27.4%

(2) 子どもを預かってもらえる人の有無について

子どもを預かってもらえる人がいない方については、所得区分Ⅰは他の所得区分の2倍以上となっています。

ひとり親世帯は、県全体の割合より高くなっています。

<対象：保護者>

子どもを預かってもらえる人がいない	全体	所得区分Ⅰ	所得区分Ⅱ	所得区分Ⅲ	所得区分Ⅳ	ひとり親世帯
小1	8.9%	19.4%	8.2%	7.2%	7.4%	10.8%

(3) 子ども食堂の利用意向について

子ども食堂に関して「(利用していないが) 利用したい」割合は、小1の所得区分Ⅰにおいて半数以上となっていますが、その他の学年、所得区分においても概ね3割を超えています。

ひとり親世帯は、県全体の割合を大きく上回っています。

<対象：保護者>

(利用していないが) 利用したい	全体	所得区分Ⅰ	所得区分Ⅱ	所得区分Ⅲ	所得区分Ⅳ	ひとり親世帯
小1	37.1%	55.3%	40.2%	35.8%	33.7%	60.2%
小5	32.4%	31.4%	36.9%	30.4%	33.6%	38.7%
中2	26.6%	35.5%	35.3%	29.1%	24.2%	38.1%

(4) 食事について

学校のある日の朝ごはんを「食べない」割合は、中2の所得区分Ⅰでは約1割であり、所得が上がるにつれて低くなっています。

ひとり親世帯では、県全体の割合より高くなっています。

<対象：子ども>

学校のある日の朝ごはんを「食べない」	全体	所得区分				ひとり親世帯
		所得区分Ⅰ	所得区分Ⅱ	所得区分Ⅲ	所得区分Ⅳ	
小5	1.3%	2.1%	1.8%	1.4%	0.6%	5.6%
中2	3.9%	9.3%	5.6%	3.8%	2.7%	10.3%

<課題>

○ 所得区分が低い世帯は、所得区分が高い世帯と比較して、相対的に以下の傾向があることがうかがえます。ひとり親世帯も全体と比較すると同様です。

- ・ 地域での相談先などが少ないなどの傾向があり、子どもを養育する方が地域から孤立している傾向
- ・ 子どもが朝食を食べない傾向があるなど、望ましい食習慣や生活習慣を形成されていない傾向

※ 所得区分が高い世帯においても、上記の状態にある世帯が存在することに留意する必要があります。

○ 所得区分にかかわらず、「子ども食堂を利用したいが利用できていない状況」がうかがえます。

3 経済的な状況に関する課題

(1) 経済的な理由による未払い・滞納について

電気料金、ガス料金又は水道料金の滞納が「あった」については、いずれの学年においても所得区分Ⅰが最も高くなっており、県全体と比較しても大きな割合となっています。

ひとり親世帯の未払い・滞納が「あった」は、県全体の割合を大きく上回っています。

<対象：保護者>

経済的な理由による未払い・滞納が「あった」		全体	所得区分Ⅰ	所得区分Ⅱ	所得区分Ⅲ	所得区分Ⅳ	ひとり親世帯
電気料金	小1	3.1%	14.6%	2.6%	3.3%	0.0%	9.7%
	小5	2.3%	5.9%	3.1%	4.0%	0.6%	4.0%
	中2	3.2%	11.3%	7.8%	2.2%	1.2%	10.7%
ガス料金	小1	2.4%	11.7%	2.6%	2.1%	0.2%	7.5%
	小5	1.9%	5.9%	2.3%	4.0%	0.2%	4.0%
	中2	2.7%	12.9%	6.9%	3.9%	0.2%	9.5%
水道料金	小1	2.5%	11.7%	2.1%	2.4%	0.7%	7.5%
	小5	2.4%	5.9%	3.8%	5.3%	0.6%	4.0%
	中2	3.0%	14.5%	5.9%	2.8%	1.2%	8.3%

(2) 経済的な理由から食料や衣料が買えなかった経験について

食料が買えなかった経験、衣料が買えなかった経験のいずれについても、「あった」（「よくあった」＋「ときどきあった」＋「まれにあった」）は、所得が低くなるほど割合が高くなっています。

ひとり親世帯の「あった」は、いずれも県全体の割合を上回っています。

<対象：保護者>

経済的な理由で食料を買えなかった経験があった	全体	所得区分Ⅰ	所得区分Ⅱ	所得区分Ⅲ	所得区分Ⅳ	ひとり親世帯
小1	10.9%	33.0%	17.5%	10.8%	4.1%	21.5%
小5	12.1%	33.4%	27.7%	14.6%	4.4%	24.0%
中2	14.6%	46.8%	25.5%	21.3%	6.7%	34.6%

経済的な理由で衣料を買えなかった経験があった	全体	所得区分Ⅰ	所得区分Ⅱ	所得区分Ⅲ	所得区分Ⅳ	ひとり親世帯
小1	18.4%	46.7%	26.3%	19.7%	8.2%	29.1%
小5	19.9%	48.9%	43.8%	21.5%	9.6%	38.6%
中2	22.0%	59.7%	38.2%	27.4%	12.6%	50.0%

(3) 教育にかかる経費への負担感について

教育にかかる経費について、負担が大きいと感じているものについては、小1の所得区分Ⅰでは「学用品費」が最も高くなっており、その他の所得区分では「学校外の教育費」となっています。所得区分Ⅰでは、小1、小5の「学用品費」が他の区分と比較して負担の大きさを感ずる割合が高くなっています。

<対象：保護者>

教育にかかる経費で負担が大きいと感じているもの		全体	所得区分Ⅰ	所得区分Ⅱ	所得区分Ⅲ	所得区分Ⅳ	ひとり親世帯
小1	学用品費	20.6%	41.7%	23.2%	24.8%	13.2%	36.6%
	学校外の教育費	39.8%	34.0%	37.1%	40.9%	42.6%	31.2%
小5	学用品費	18.0%	41.2%	27.7%	22.3%	12.0%	29.3%
	学校外の教育費	47.9%	51.0%	44.6%	49.0%	48.6%	53.3%
中2	学用品費	21.8%	35.5%	30.4%	29.6%	14.5%	31.0%
	学校外の教育費	56.5%	41.9%	48.0%	50.3%	60.5%	51.2%

<課題>

○ 所得区分が低い世帯は、所得区分が高い世帯と比較して、以下の傾向があることがうかがえます。ひとり親世帯も全体と比較すると同様です。

- ・ 経済的な理由による未払い等が多い傾向
- ・ 学用品費の負担を大きく感じている傾向

※ 所得区分が高い世帯においても、上記の状態にある世帯が存在することに留意する必要があります。

第3節 支援団体等の主な意見

県では、令和元年5月から8月にかけて、個別に訪問しての意見聴取や研修会でのアンケートなど、様々な機会に支援団体や市町村等の意見を聴取してきました。

1 聴取対象

支援団体（直接的に支援を行っているNPO、社会福祉協議会等）、市町村など

2 聴取方法

個別に団体を訪問し担当者と面談しての意見聴取、圏域ごとに開催した市町村担当者会議における意見聴取、研修会でのアンケート方式による意見聴取等。

3 主な意見

（1）支援対象者について

- ・ 相談に来ない家庭の方が重大な問題を抱えている場合があるが、その発見が困難。
- ・ 生活困窮世帯以外の支援が必要な子どもにも行政の支援が必要。
- ・ ひとり親は子育てと仕事で一息つく暇もないため、ひとり親の心のケアが必要。
- ・ 住宅支援の充実が必要。

（2）支援団体等の運営について

- ・ スタッフ（学生ボランティア、教員OBなど）の確保が困難。
- ・ 運営者（代表、スタッフ）の後継者が不在。
- ・ 支援団体同士が情報交換する機会を設けること、ネットワークの構築が必要。
- ・ 学習支援事業は、学力の向上だけでなく、同じような世帯のヨコの連携や子どもを通じた世帯へのアプローチ、支援策との繋ぎなど、効果の高い事業になっている。
- ・ 学習支援の申込みは多いが、教えられる人材がおらず待機がでている。
- ・ 今年度実施予定の学習支援の開始が遅れている。県の支援（助言等）が必要。
- ・ 学習支援について、子どもが同じ市町村内でも各地域に分散しているし、人材がいないため実施が困難。
- ・ 子ども食堂は継続的に実施できてこそ意味があるため、安定した運営のため、継続的な支援などが必要。
- ・ 会場（食堂、厨房）の確保が困難。

（3）その他

- ・ 学校プラットフォームの構築が必要。
- ・ 離婚後に養育費の支払われないケースが多い。養育費の確保のためには、離婚後の別居親と子どもの面会交流の実施が必要。
- ・ 市町村の広報媒体等による周知の協力をしてほしい。

第3章 基本計画の考え方及びアクションプランにおける主な取組み

基本計画においては、子どもの健やかな成長支援のため、以下の4つの観点により子どもの貧困対策に取り組むこととしており、その基本的な考え方及びアクションプランにおける主な取組みは次のとおりです。（具体的な取組みは第5章のとおりです。）

1 子どもの育ちへの支援

すべての子どもが自身の持つ能力や可能性を最大限伸ばして、希望する進路を選択することができるようにするためには、家庭の経済状況に関わらず、幼児期から質の高い教育を受けることができるよう支援する必要があります。

このため、幼児教育・保育の質の向上や、学習支援教室の実施、修学資金の貸し付けなど「子どもの育ちへの支援」に取り組めます。

<主な取組み>

(1) 幼児教育・保育の無償化等及び質の向上

- ・ 幼児教育・保育の無償化
- ・ 保育士・幼稚園教諭等を対象とした研修の実施

(2) 地域に開かれたプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築

- ・ スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーの配置
- ・ 家庭教育をサポートする人材の育成、家庭教育支援員の配置

(3) 高等学校等における修学継続のための支援

- ・ 公立高等学校・私立高等学校等中途退学者の学び直し支援

(4) 大学等進学に対する教育機会の提供

- ・ 医学生・介護福祉士・保育士に対する修学資金の貸付
- ・ 衛生専門学校等の県立学校の授業料減免

(5) 特に配慮を要する子どもへの支援

- ・ 児童養護施設入所児童・児童養護施設退所者等への進学支援
- ・ 特別支援教育を必要としている児童生徒に対する支援
- ・ 外国籍の子どもの就学及び進学の支援

(6) 教育費負担の軽減

- ・ 要保護・準要保護児童生徒への就学支援
- ・ 就学が困難な高校生等に対する高等学校等就学支援金の支給や奨学金等の給付・貸付
- ・ 生活保護法の教育扶助等の支給、生活福祉資金の貸付
- ・ 母子父子寡婦福祉資金の貸付

(7) 地域における学習支援等

- ・ 子どもの居場所づくりのネットワーク形成・相互交流の促進
- ・ 放課後子ども教室・地域未来塾等の推進
- ・ 生活困窮世帯やひとり親家庭の子どもの学習支援の運営・支援

2 子どものくらしへの支援

貧困の状況にある子どもの中には、家庭が社会的に孤立し必要な支援制度を知らない、手続きがわからないなどの理由で積極的に支援を受けようとならない状況が見受けられます。また、子どもが社会的に自立するまで、支援が切れ目なく続くことも必要です。

このため、子ども食堂などの居場所づくりや、学校等を通じた支援制度の周知を図ることなど「子どものくらしへの支援」に取り組みます。

<主な取組み>

(1) 子どもの生活支援

- ・生活困窮者やひとり親家庭への生活支援
- ・子ども食堂の運営・支援
- ・離婚後の別居親と子どもの面会交流の支援
- ・里親に対する包括的な支援
- ・食育指導者研修会の開催、食育推進活動への支援

(2) 子どもの就労等に関する支援

- ・ひとり親家庭等就業・自立支援センター等による支援
- ・若年失業者等個々の実情に応じた就労支援、職業的自立支援
- ・児童養護施設入所児童の就職時に運転免許取得費用を支援

(3) 住宅に関する支援

- ・住宅を喪失又は喪失のおそれのある離職者に家賃補助
- ・子育て世帯等の県営住宅の優先入居
- ・低所得者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録促進

(4) 児童養護施設退所者等に関する支援

- ・施設退所者の相談窓口の設置、家賃や生活費の貸付
- ・企業・団体等による施設退所者の就業と生活の支援

(5) 支援体制の強化

- ・NPO法人や社会福祉法人等による支援団体への支援・助成
- ・児童家庭支援センターの運営・支援
- ・子ども家庭総合支援拠点の設置・促進
- ・児童養護施設等の施設整備・支援、児童養護施設等研修の実施
- ・ひとり親家庭等就業・自立支援センター等による相談

3 子どもを養育している方への支援

子どもの貧困対策には、妊娠・出産期から親の抱える課題を早期に把握し、適切な支援につないでいくことが必要です。また、家庭の経済状況の改善に向けた就労支援とともに、子どもとゆとりをもって接する時間を確保できるような労働環境の確保も必要です。

このため、子育て世代包括支援センターなどの相談窓口の設置促進や、経済状況の改善に向けた資格取得や就労の支援など「子どもを養育している方への支援」に取り組みます。

<主な取組み>

(1) 親の妊娠・出産期、子どもの乳幼児期における支援

- ・子育て世代包括支援センターの設置・促進、乳児のいる全家庭の訪問
- ・DV相談の実施、DV被害者等の緊急一時保護の実施

(2) 保護者の生活支援

- ・ひとり親家庭等就業・自立支援センターや民生委員等による生活相談
- ・放課後児童クラブの実施、第2子以降の利用料減免
- ・父母子家庭等に対する医療費助成

(3) ひとり親に対する就労等に関する支援

- ・ひとり親家庭の当事者相互の交流や支え合い活動の実施・支援
- ・ひとり親家庭等就業・自立支援センター等による就労相談
- ・ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等の支給

(4) ふたり親世帯を含む困窮世帯等への就労等に関する支援

- ・生活困窮者に対する就労等の自立支援
- ・生活保護受給者に対する就労支援

(5) 経済的支援

- ・児童手当・児童扶養手当の支給
- ・ひとり親家庭等就業・自立支援センターによる養育費相談・家計相談
- ・母子父子寡婦福祉資金の貸付

4 地域の理解の促進

子どもの貧困対策を推進するには、生まれた地域によって子どもの将来が異なることのないよう、対策に関わる当事者だけでなく、地域全体が子どもの貧困に対する理解を深めることが重要です。

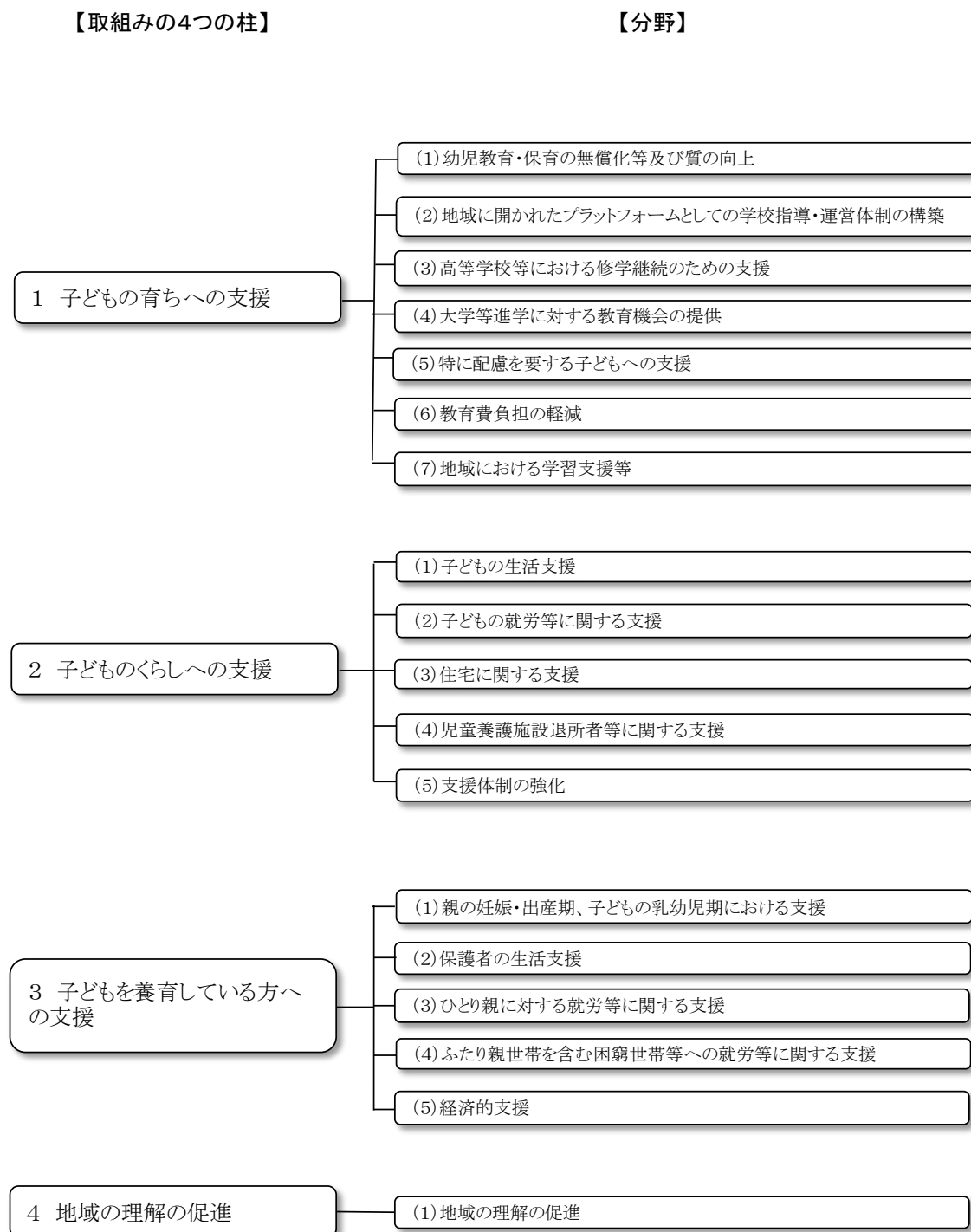
このため、子どもの貧困はどの家庭にも起こりうる問題であり、地域全体で取り組む課題であることを認識し、子どもの貧困の現状や対策を知るセミナーを実施するなど「地域の理解の促進」に取り組みます。

<主な取組み>

(1) 地域の理解の促進

- ・市町村子どもの貧困対策計画の策定・促進
- ・幅広い地域住民等の参画による地域学校協働活動の推進
- ・県民や子どもの居場所づくり関係者等を対象としたセミナーの実施
- ・子どもの居場所アドバイザーによる地域活動への支援
- ・子どもの居場所に関わるボランティア活動の促進
- ・地域住民や民間企業等による子どもの居場所づくり・促進
- ・地域における子どもの貧困対策に係るネットワーク体制の構築
- ・子どもの貧困対策の広報啓発（ホームページ等の作成）
- ・子どもの貧困やひとり親家庭等の実態を把握するための調査の実施

(参考：取組みの体系)



第4章 アクションプランの推進

第1節 各主体の役割

アクションプランを推進し、めざす将来像を実現するためには、子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、行政のみならず県民、民間団体も含めた地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、それぞれの役割を果たしながら、それぞれの立場で可能なことに取り組んでいくことが必要です。

1 県民

県民は、子どもの貧困を自らの問題としてとらえ、「子どもは未来の宝、社会の宝」であるとの考え方に立って、子どもや子育て家庭を社会全体で支えることが期待されます。

2 民間団体

子どもの貧困対策は、地域全体で支えていく必要があります。NPO法人、社会福祉法人、ボランティア団体など地域を支える民間団体は、その取組みのリーダー的存在となって、地域の支え合いを一層進めることが期待されます。

3 市町村

市町村は、住民に一番身近な存在として子どもの貧困対策などの分野において主体的な役割を担っており、関係機関、団体等との連携のもと、住民ニーズを把握しながら、各市町村の実情に応じたきめ細かな施策を展開することが求められます。

4 県

県は、子どもの貧困対策に関し、様々な分野にわたる取組みを結びつけ、総合的かつ計画的に施策を推進します。施策の推進にあたっては、県民、民間団体、市町村などと協力しながら推進します。

第2節 アクションプランの推進体制

県は、有識者、民間団体、市町村等で構成する「岐阜県子どもの貧困対策連携推進会議」、庁内関係各課で構成する「岐阜県子どもの貧困対策推進会議」を活用し、関係部局が一体的に施策を実行することはもちろんのこと、行政のみならず民間団体等とも緊密に連携して取り組むなど、オール岐阜県でアクションプランを推進します。

1 岐阜県子どもの貧困対策連携推進会議

有識者、民間団体、市町村等で構成し、社会全体で子どもの貧困対策に取り組む機運を醸成するとともに、県民、民間団体、市町村、県のそれぞれの立場からの取組みについて検討します。

2 岐阜県子どもの貧困対策推進会議

県の組織が一丸となって子どもの貧困対策に取り組むため、県子ども・女性局長を会長に、県庁内関係各課長を構成メンバーとして、子どもの貧困対策を総合的かつ計画的に推進するとともに、進行管理を行います。

第3節 アクションプランの進捗管理

「岐阜県子どもの貧困対策連携推進会議」及び「岐阜県子どもの貧困対策推進会議」で進捗状況を把握するとともに、具体的な取組み内容の拡充を図ります。

第5章 具体的な取組み

県、市町村、民間団体、県民それぞれの立場での取組みは別冊のとおりです。（民間団体が主体となる取組み（連絡先が民間団体である取組み）は、当該団体からアクションプラン掲載の同意を得られたものを掲載しています。）

1 別冊の記載内容

第3章の観点ごとに取組みを整理し、それぞれの取組みに取組む者、概要、連絡先、主な対象者を記載しています。

- ※ 「取組む者」及び「概要」欄については、取組みの実施主体に関わらず、県、市町村、民間団体、県民がそれぞれの立場で取り組む内容を記載しています。
- ※ 「主な対象者」は、取組みを整理するため、妊娠期から乳幼児期、小学生、中学生、高校生、大学生等（高校に進学しない方等を含みます。）で区分しています。
- ※ 幅広い取組みを掲載するため、基本的には寄せられた情報をそのまま掲載しておりますので、詳しくはそれぞれの取組みの「連絡先」にお問い合わせください。

2 検索可能な電子ファイルの県ホームページへの掲載

県民等のみなさまの閲覧、検索に資するよう、別冊の一覧表に、対象エリア（市町村単位）など、より詳細な情報を加えた電子ファイルを県ホームページに掲載します。

なお、この電子ファイルは、「取組む者」、「主な対象者」、「対象エリア」などで絞り込みができます。

県ホームページアドレス：

<https://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/kekkon/kodomohinkon/11217/kodomoap.html>

3 新たな取組み等の別冊への反映

今後の新たな取組み等については、県ホームページ等で随時受け付け、別冊を定期的に更新することにより反映します。（寄せられた情報について、県の判断により掲載しないこともあります。）

資料編

岐阜県子どもの貧困対策連携推進会議設置要綱

(目的)

第1条 子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）の基本理念に基づく子どもの貧困対策を推進するため、子どもの貧困対策アクションプラン（以下「プラン」という。）に関して、学識経験者及び関係団体等から意見を聴くことなどを目的とする岐阜県子どもの貧困対策連携推進会議（以下「連携会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 連携会議の所掌事項は次に掲げるものとする。

- (1) プランの策定に関すること
- (2) プランの進捗管理に関すること
- (3) その他、プランに関して必要と認められる事項

(組織)

第3条 連携会議は、別表の委員をもって構成する。

- 2 連携会議に座長及び座長代理を置き、委員のうちから互選する。
- 3 座長は、会議を統括し進行にあたる。
- 4 座長代理は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたとき、その職務を代行する。

(任期)

第4条 委員の任期は1年以内とする。

- 2 補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は再任することができる。

(会議)

第5条 連携会議は、座長が必要と認めた場合、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 連携会議の事務局は、岐阜県健康福祉部子ども・女性局子ども家庭課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるものの他、連携会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年7月24日から施行する。

別表（第3条関係）

	氏名	所属・役職
1	石井 亮一	(一社)岐阜県私立幼稚園連合会 会長
2	井上 直寛	岐阜県児童福祉協議会 会長
3	越前谷 美千子	(一財)岐阜県母子寡婦福祉連合会 母子部長
4	川合 宗次	(福)岐阜羽島ボランティア協会 理事長
5	児玉 俊郎	岐阜聖徳学園大学短期大学部 准教授
6	澤井 基光	岐阜県民生委員児童委員協議会 副会長
7	清水 昭治	岐阜県小中学校長会 会長
8	土屋 ひろ子	(特非)ヘルシーライフせき代表理事 岐阜女子大学家政学部 教授
9	西垣 安久	(一社)岐阜県民間保育園・認定こども園連盟 会長
10	野村 政光	池田町民生部長兼健康福祉課長
11	波多野 達也	各務原市健康福祉部子育て支援課長
12	原 美智子 (座長代理)	(特非)ぎふNPOセンター 専務理事
13	別府 悦子	中部学院大学子ども学部 教授
14	南出 吉祥 (座長)	(一社)ぎふ学習支援ネットワーク 共同代表 岐阜大学地域科学部 准教授
15	渡辺 顕直	(福)岐阜県社会福祉協議会 生活支援部長心得

(敬称略・五十音順)

岐阜県子どもの貧困対策推進会議設置要綱

(目的)

第1条 経済的な理由、複雑な家庭環境により、十分な学習機会を得られない子どもや、基本的な生活習慣が身についていないなどの困難を抱える子どもに対する支援策を検討し、子どもの貧困対策を総合的かつ計画的に推進するため、庁内に「岐阜県子どもの貧困対策推進会議」（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 子どもの貧困対策に関する施策の企画・立案・総合調整に関すること。
- (2) 岐阜県少子化対策基本計画内に位置付けられている子どもの貧困対策に係る計画の策定、推進及び進行管理に関すること。
- (3) その他子どもの貧困対策の推進に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は子ども・女性局長、副会長は子ども家庭課長とする。
- 3 委員は別表に掲げる職にあるものとする。

(職務)

第4条 会長は、推進会議を総括し、推進会議を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

(会議)

第5条 推進会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要に応じて、別表に掲げる職以外の者に推進会議への出席を求めることができる。

(ワーキンググループ)

第6条 推進会議の円滑な運営を図るため、推進会議にワーキンググループを置く。

- 2 ワーキンググループは、推進会議に付すべき事項の検討等を行うほか、会長の指示する事項を処理する。
- 3 ワーキンググループは、委員が指定する職員をもって構成する。
- 4 ワーキンググループに座長を置き、構成員の互選により選出する。

(事務局)

第7条 推進会議の事務局は、子ども家庭課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年5月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年9月13日から施行する。

別表（第3条関係）

委 員	
環境生活部	環境生活政策課長
環境生活部	私学振興・青少年課長
健康福祉部	国民健康保険課長
健康福祉部	保健医療課長
健康福祉部	地域福祉課長
健康福祉部	子ども・女性局 子育て支援課長
農政部	農産物流通課長
都市建築部	住宅課長
教育委員会	教育財務課長
教育委員会	学校安全課長
教育委員会	学校支援課長
教育委員会	特別支援教育課長
教育委員会	体育健康課長

清流の国ぎふ憲章

～ 豊かな森と清き水 世界に誇れる 我が清流の国 ～

「清流の国ぎふ」に生きる私たちは、

知

清流がもたらした
自然、歴史、伝統、文化、技を知り学びます

創

ふるさとの宝ものを磨き活かし、
新たな創造と発信に努めます

伝

清流の恵みを新たな世代へと守り伝えます

平成26年1月31日 「清流の国ぎふ」づくり推進県民会議

岐阜県子どもの貧困対策アクションプラン

令和2年3月

発行：岐阜県健康福祉部子ども・女性局子ども家庭課

住所：〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1

TEL：058-272-1111